

1. 医療安全管理指針

羽島市民病院医療安全管理指針

羽島市民病院は、質の高い安全な医療を提供することを目的として、医療の安全管理指針を下記のとおり策定する。

基本理念

この医療安全管理指針の作成目的は「人はエラーをする生き物である」ということを前提に、事故防止体制の整備による事故予防や事故発生時の迅速な対応、安全管理に関する組織の活動内容の明文化を行い、患者さまにとって安全で安心な医療推進を図ることである。

用語の定義

- 1) 医療事故: 医療の関わる場所で、医療の全課程において発生するすべての人身事故で、以下の場合を含む。なお、医療従事者の過誤、過失の有無を問わない。
 - ① 死亡、生命の危険、病状の悪化等の身体的被害及び苦痛、不安等の精神的被害が生じた場合。
 - ② 医療行為とは直接関係しない身体的被害を生じた場合。
 - ③ 医療従事者に被害が出た場合。
- 2) 医療過誤: 医療従事者が医療の遂行において、医療的準則に違反して患者に被害を発生させた行為
- 3) インシデント: 日常診療の場で、誤った医療行為などが患者に実施される前に発見されたもの、あるいは誤った医療行為などが実施されたが、結果として患者に影響を及ぼすに至らなかったもの

医療安全管理部門の体制

医療安全管理部門は、医療安全委員会・医療安全推進室・ワーキンググループで構成する。インシデントレポートを基に院内の事故防止(セーフティマネジメント)と事故後の迅速な対応(リスクマネジメント)を行う。

(1) 構成メンバー

すべての部門の専任職員を配置する。

医療安全推進委員会の構成員および各部門の医療安全管理担当者であること

- ① 安全管理総括責任者(以下ゼネラルリスクマネージャー)
- ② 医療安全管理者
- ③ 院内感染管理者

- ④ 医薬品安全管理責任者（薬剤師）
- ⑤ 医療機器安全管理責任者（臨床工学技師）
- ⑥ 医療放射線安全管理責任者（放射線技師）
- ⑦ 診療部門
- ⑧ 看護部門
- ⑨ 診療支援部門（放射線科、臨床検査科、リハビリテーション科）
- ⑩ 栄養管理室
- ⑪ 事務部門

（２） 医療安全推進委員会

病院長の指示のもと、ゼネラルリスクマネジャー、医療安全管理者及びリスクマネジャーの構成

で、毎月１回定期的に開催し、病院における医療安全管理体制の整備を推進し、医療を受けられる方々が安心できる環境整備を図る。

（３） 医療安全推進室

毎週１回程度、定期的にカンファレンスを開催する。医療安全推進室は医療安全推進委員会で決定された方針に基づいて、組織横断的に安全管理対策を担う病院長直属の組織である。

（４） ワーキンググループ

GRM の指示のもと多職種で構成し、院内のインシデントレポートやアクシデント事例に対し早急な対応が全病院として求められる場合に、招集される。

医療安全管理のための具体的方策の推進（セーフティマネジメント）

- （１） 医療安全管理者は、インシデントレポートを基に状況確認、評価、分析をする。
- （２） 医療安全推進カンファレンスは、医療事故防止の要点と対策をまとめる。
- （３） 医療安全推進委員会で対策を決定し、各部署のリスクマネージャーに周知報告書を基に伝達する。
- （４） 医療安全マニュアルの整備、見直し
- （５） 各部署のリスクマネージャーは、周知報告書を基に業務改善計画書を作成し、評価する。
- （６） 医療安全推進室は、医療安全ラウンドを実施し、対策の評価を確認する。
- （７） 医療安全マニュアルの改訂
- （８） 職員の研修企画・運営
- （９） 医療安全管理体制を地域連携相互チェックの実施
- （１０） 医療相談及び患者サポート対応事例の対応
- （１１） 医療法施行規則に基づき日本医療機能評価機構に対して、積極的にヒヤリ・ハット

事例の報告

(12) 世間における医療状況・医療事故内容や対策を基に対応を考える。

医療事故発生時の対応（リスクマネジメント）

- (1) 事故発生時の初動対応
- (2) 患者様及び御家族への対応
- (3) 事実経過の確認・記録
- (4) 監督官庁への届け出
- (5) 事故後の事実調査・分析・評価
- (6) 事実説明と謝罪
- (7) 事故再発防止への反映
- (8) 医療事故に係った職員への対応
- (9) 事故調査機構への報告

医療安全管理指針の閲覧

医療安全管理指針については、当院のホームページや院内 LAN に掲載し、職員等が閲覧できるよう配慮する。また、患者さま及び御家族から閲覧の求めがあった場合には、これに応ずる。

附則

- (ア) この規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する
- (イ) この規定は、平成 20 年 6 月 1 日（改訂）から施行する
- (ウ) この規定は、平成 20 年 10 月 1 日（改訂）から施行する
- (エ) この規定は、平成 23 年 4 月 1 日（改訂）から施行する
- (オ) この規定は、平成 25 年 4 月 10 日（改訂）から施行する
- (カ) この規定は、平成 27 年 4 月 1 日（改訂）から施行する
- (キ) この規定は、令和 5 年 4 月 1 日（改訂）から施行する。